

(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業 配慮市長意見 (案)

○全般的事項

- ・配慮事項に対する配慮の内容を適切に事業計画に反映させるとともに、検討するとしている事項については、各々の検討状況を方法書に記載してください。
- ・今後の事業の進展においては、本市の最新の計画等と整合を図るなど、適時、適切な配慮内容となるよう努めてください。
- ・「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」及び「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」を含む3事業で連携し、それぞれの事業特性を踏まえながらも、市民に分かりやすく統一感のある図書の作成に努めてください。
- ・関連する「(仮称) 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業」や「(仮称) 都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業」の事業計画を踏まえた環境影響評価項目の選定並びに調査、予測及び評価の手法について検討してください。
- ・本事業の計画区域の設定と旧上瀬谷通信施設の土地利用ゾーンの関連性について、適切に分かりやすく方法書に記載してください。

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容 (概要)	配慮市長意見 (案)
<p><b>(1) 【周辺環境への影響、生物の生息生育環境の保全や温暖化対策への配慮】</b></p> <p>計画地の選定や施設配置等の検討に当たっては、地形や周辺の土地利用状況等を踏まえ、周辺環境への影響を少なくする。</p> <p>「生物多様性横浜行動計画」等に基づき、生物の生息生育環境の保全や景観機能等を考慮し、まとまりや連続性のある農地・樹林地、源流域、貴重な動植物の営巣・生育地等の分断、改変を避ける。</p> <p>また、低炭素型まちづくりを進めるため、「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に基づき、温室効果ガスの排出削減を事業のあらゆる場面で実施するように計画段階から検討する。</p>	○	<p><b>【上位・関連計画に基づく環境配慮】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性横浜行動計画」や「横浜市地球温暖化対策実行計画」等に加え、以下の上位・関連計画に基づき、環境への配慮を行う。</li> <li>①『横浜市水と緑の基本計画 (平成 28 年 6 月)』</li> <li>②『横浜市都市計画マスタープラン瀬谷区プラン (平成 29 年 3 月)』</li> <li>③『横浜市都市計画マスタープラン旭区プラン (平成 30 年 11 月)』</li> <li>④『横浜市環境管理計画 (平成 30 年 11 月)』</li> </ul> <p><b>【生物環境の保全】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、瀬谷市民の森と連続性のある樹林地、和泉川源流の湧水環境を中心とした緑と水の環境の保全・創出を図る。</li> </ul> <p><b>【施設配置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・草地や樹林に配慮した施設配置を行うことにより可能な限り草地や樹林を保全するとともに、多様な草地及び樹林環境を創出する。</li> </ul> <p><b>【温室効果ガスの削減】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光等の再生可能エネルギーの活用など、環境保全と資源の循環を視野に入れた施設整備を検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧上瀬谷通信施設全体の事業実施による生態系への影響が想定されることも踏まえ、生物多様性の観点から、各エリアの整備を検討してください。</li> <li>・公民連携推進エリアにおいては、自然環境保全エリアの生態系に配慮し、相沢川を生かした整備を検討してください。</li> </ul>
<p><b>(2) 【環境資源等の現況把握】</b></p> <p>計画地及びその周辺の自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、環境資源等の現況把握を行う。</p>	○	<p><b>【現況把握】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画段階配慮書の作成を通じて、自然環境、社会文化環境等についての情報を収集し、現況の把握に努めた。</li> <li>・計画区域は、市内でも貴重な広がりのある緑の空間や、河川沿いの緑地からなる緑の拠点を保全・活用し、自然体験や農業体験などの場としての活用を目指していることから、それらに配慮した計画とする。</li> </ul>	なし
<p><b>(3) 【計画段階からの安全な工法等の検討、市民への情報提供】</b></p> <p>工事計画の策定に当たっては、計画段階から安全な工法や工程等を検討し、市民への情報提供に努める。</p>	○	<p><b>【工法・工程】 【市民への情報提供】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な工法や工程を採用し、市民への情報提供に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一部供用後も工事が予定されていることから、利用者の安全や快適な利用環境に配慮した工事計画とし、その上で利用者への適切な情報提供に努めてください。</li> </ul>
<p><b>(4) 【環境形成に関する法令等の遵守】</b></p> <p>環境負荷低減や、水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守する。</p>	○	<p><b>【法令等の遵守】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「土壌汚染対策法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「生物多様性基本法」、「地球温暖化対策の推進に関する法律」等、環境負荷の低減や水とみどりの環境形成に関する法令や条例、指針等を遵守した計画とし、周辺環境に配慮する。</li> </ul>	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<b>(5) 【緑化等による生物の生息生育環境の確保、生物多様性の保全と創造】</b> 建物屋上や壁面、調整池などの工作物、敷地の緑化を図り、生物の生息生育環境の確保に努める。緑化に際しては、郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用など、生物多様性の保全と創造に努める。	○	<b>【生物多様性の保全と創造】</b> ・和泉川源流域を中心とした小川や谷の土地形状と自然環境を保全し、生物多様性を考慮した自然体験の場の確保に努める。 <b>【生物の生息生育環境の確保】</b> ・建物（管理棟等）周辺を緑化し、生物の生息生育環境の確保に努める。 <b>【緑化】</b> ・郷土種中心の多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努める。	・自然環境の保全が継続的に行われる機能を有する施設の設置など、公園整備後に自然環境が適切に維持される管理方法を検討してください。
<b>(6) 【エネルギー使用の合理化、再生可能エネルギー等の活用】</b> 高性能な省エネルギー型機器の導入などによりエネルギー使用の合理化を図る。また、太陽光発電設備などの再生可能エネルギーや、廃熱の有効利用などの未利用エネルギーの積極的な活用に努める。	○	<b>【エネルギー使用の合理化】</b> ・建物（管理棟等）や照明等に省エネルギー型機器の導入を検討する。 <b>【再生可能エネルギー等の活用】</b> ・太陽光等の再生可能エネルギー施設については、公園の整備と併せて導入を検討する。	・太陽光発電設備を導入する際は、周辺の生態系に配慮した配置や規模となるよう努めてください。
<b>(7) 【グリーン購入、グリーン電力の導入】</b> 建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図るとともに、調達可能な場合はグリーン電力の導入に努める。	○	<b>【グリーン購入】</b> ・建設資材や設備等の確保に際してはグリーン購入を図る。 <b>【グリーン電力の導入】</b> ・横浜市グリーン電力入札制度に基づきグリーン電力の導入に努める。	なし
<b>(8) 【ヒートアイランド現象の抑制】</b> 微気候に配慮し、人工排熱の抑制や緑化、保水性舗装、遮熱性舗装などの採用により、ヒートアイランド現象の抑制に努める。	○	<b>【保水性舗装等】</b> ・通路や駐車場の整備に当たっては、耐久性の確保を前提としつつ、保水性舗装や遮熱性舗装などの採用についても検討する。 ・水系や緑陰、地形による微気象など快適に過ごせ、親しみながらグリーンインフラを体感できる場の整備を検討する。	・グリーンインフラの整備について、具体的な内容を方法書以降の図書で示してください。
<b>(9) 【周辺建物との連続性、後背地との調和】</b> 街の個性や街並みの特徴を把握し、建物外観の色彩や材質、建物の形態・高さ等について、周辺建物との連続性や後背地との調和を図る。	○	<b>【景観】</b> ・相沢川の河川空間とそこから連続する広々とした草地や上瀬谷の原風景となる農景観などの多様な景観を活かした整備を検討する。 ・管理棟等について、周辺の景観と調和（色彩、材質、形、高さ）したものとなるよう、検討を進める。	なし
<b>(10) 【交通集中の回避、歩行者の安全・利便性への配慮】</b> 駐車場整備に当たっては、充電器等のインフラ整備に努めるとともに、配置等については極力交通集中の回避や、歩行者の安全及び利便性に配慮する。	○	<b>【駐車場整備・配置】</b> ・横浜市駐車場条例等を参考に必要台数を確保した上で、広域的な利用を想定しつつ、日常的な利用に合わせ、駐車場を適切に配置する。 <b>【充電器等のインフラ整備】</b> ・駐車場内における電気自動車の充電設備等のインフラ整備を検討する。	・利用者に対する公共交通機関の利用促進を図ってください。
<b>(11) 【光害や騒音等への配慮】</b> 光害や騒音等の影響を少なくする。	○	<b>【光害対策】</b> ・「光害対策ガイドライン（環境省）」等を踏まえ、周辺に悪影響を及ぼさない照明計画とする。 <b>【騒音・振動対策】</b> ・工事の施工中においては、低騒音型・低振動型機械の使用、仮囲いの設置、低騒音・低振動工法の採用、作業量の平準化、工事用車両の規制速度の遵守、アイドリングストップ等の対策を実施する。 ・駐車場に出入りする自動車に対し、法定速度の遵守とアイドリングストップ、空ぶかしの禁止を呼びかけ、騒音の発生を極力抑える。	なし

配慮指針に掲げられている 配慮事項	選定	事業者が配慮書で記載した 配慮の内容（概要）	配慮市長意見（案）
<b>(12)【施設の移転、文化財の消滅・移転、地域分断の回避】</b> 地域の住民に親しまれた施設の移転、文化財の消滅・移転及び地域の分断を避ける。	○	<b>【施設の移転、文化財の消滅・移転の回避】</b> ・ 史跡・文化財、地域の住民に親しまれた施設の消滅・移転はない。 ・ 計画区域内には埋蔵文化財包蔵地が存在するため、関係機関と協議のうえ、「文化財保護法」に基づき必要な手続・措置を講じる。	なし
<b>(13)【周辺地域の地下水涵養機能への配慮】</b> 雨水浸透施設の設置や緑化、湧き水の保全により地下水の涵養を図る。	○	<b>【地下水の涵養】</b> ・ 樹林地の保全、雨水浸透施設、雨水流出抑制施設（雨水調節池）の設置や緑化、湧き水の保全、駐車場や管理用通路並びに園路等への透水性舗装の導入等により地下水の涵養に配慮した計画とする。	なし
<b>(14)【廃棄物の3R、雨水の有効利用】</b> 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用を図るとともに、雨水の有効利用に努める。また、工作物の長寿命化に努める。	○	<b>【廃棄物の抑制等】</b> ・ 工事の実施に当たっては、コンクリート廃材や建設汚泥などの建設廃棄物の発生抑制、減量化及び資源の循環的な利用促進に努める。なお、再使用、再生利用できないものについては、適正に処理を行う。 ・ 「第7次横浜市産業廃棄物処理指導計画」の取組みを推進し、木材代替型枠やリサイクル材等のエコマテリアルの積極的な活用を検討する。 ・ 建設発生土は、場内再利用に努める。 <b>【雨水の有効利用】</b> ・ トイレ洗浄水等への雨水の有効利用などの可能性について検討する。 <b>【工作物の長寿命化】</b> ・ 定期的な点検を適切に行うことで、長寿命化に努める。	なし

環境情報提供書の概要【総数0件】	なし
------------------	----